

# 令和3年度「AT限定免許の在り方に関する調査研究」(概要)

## 背景・目的

- 現在、AT車限定で取得可能な四輪車の免許は、普通免許・普通第二種免許のみ
- 近年、バスやトラックにもAT車が普及 ⇒ 中型免許等へのAT限定免許導入ニーズの高まり
- 他方で、AT限定解除審査のために大型等のMT車・AT車の両方を備えるのは教習所にとって負担



大型免許等のAT限定解除審査をMT普通自動車で実施することの適否を検討するため、走行実験を行い、MT普通自動車とMT大型自動車でクラッチ・ギア操作の難易に差があるかどうか検証。

## 走行実験内容

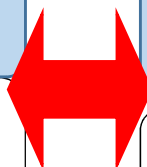
### <調査方法>

**実験群15名**  
(MT普通免許等保有者)

- ① AT大型自動車の習熟走行(30時限)
- ② MT大型自動車による走行実験

**対照群15名**  
(MT大型免許の卒業合格者)

- ① MT大型自動車による走行実験



**同程度にMT大型自動車の運転が可能?**  
(走行実験により検証)

### <走行実験結果>

【クラッチ・ギア操作に起因する減点項目の比較】

	クラッチ			ギア		
	逆行小	エンスト	計	逆行小	接触大	計
実験群	1人	1人	2人	1人	0人	1人
対照群	2人	0人	2人	1人	1人	2人

【実験群の点数内訳】

不合格者	合格者			
	69点以下	70~79点	80~89点	90~100点
2人	0人	7人	6人	13人

## まとめ(概要)

- 実験群と対照群を比較して、クラッチ・ギア操作に起因する減点項目数に有意差は見られなかった。
- 実験群の被験者15人中13人が合格基準点に達した。
- 被験者等のアンケート結果等から、MT普通自動車とMT大型自動車でクラッチ・ギア操作の難易に差は認められなかった。



AT大型自動車の運転に習熟したMT普通免許等保有者は、MT大型免許の卒業検定合格者と同程度にMT大型自動車の運転が可能。

⇒ **大型免許等のAT限定解除審査はMT普通自動車を実施可能と解する。**